

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五二
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五三
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 五三

告 示

福島県告示第六百九十二号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年十一月十八日救急病院として認定した。
 平成二十六年十一月二十五日

名称	所在地	福島県知事 内 堀 雅 雄
済生会川俣病院	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 二一四	認定有効期限 平成二十九年一月一七日

（地域医療課）

福島県告示第六百九十三号

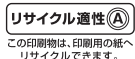
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を小野町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 平成二十六年十一月二十五日

- 一 所在の不明な者の氏名
 田村碩丈 郡司翰一郎 郡司峰治 村上善吉 三本松治平 柏原寅吉 柏原金作 村上眞吉 春山勇
 - 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十六年福島県告示第六百五十五号）によること。
 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- 福島県知事 内 堀 雅 雄

公 告

公告第三百三十号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
 平成二十六年十一月二十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 郡山駅前共同ビル 福島県郡山市駅前一丁目百三ほか
 - 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 九千五百一十一平方メートル
 - 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 零平方メートル
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成二十六年三月十五日
 - 五 届出年月日
 平成二十六年十一月十四日
 - 六 届出をした者
 佐藤善次郎ほか二十二名
- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- （商業まちづくり課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷